

須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル 企画提案実施要領

2024 年 6 月 17 日

須坂市

総務部政策推進課デジタル活用推進室

目次

1. 事業の目的	2
2. 事業概要	2
3. 提案上限金額.....	2
4. 参加資格条件.....	3
5. 企画提案スケジュール	3
6. 本市が提供する資料.....	4
7. 参加申込みについて	4
8. 質問について.....	4
9. 企画提案書等の提出.....	5
10. 審査、優先交渉権者の決定	5
11. 契約に関する条件.....	5
12. その他	6
13. 問合せ、書類提出先.....	6

1. 事業の目的

本業務は、須坂市（以下、本市という。）で整備されている様々な地理情報システム（以下、GIS という。）データを、LGWAN-ASP 方式 による「統合型 GIS」を構築することで、一元的に管理、活用できる環境を整え、今後の空間データ整備に係る費用の重複投資の防止及び業務の効率化・高度化を促進させることを目的とする。

また、本業務で導入する「統合型 GIS」を本市で運用している「公開型 GIS」のデータ整備基盤とすることで、「公開型 GIS」で公開するマップを充実させ、市民サービスの向上を図る。

上述の目的を達成するため、全体的なコンサルテーション力、質の高いシステムを備えた事業者を公募により広く募り、総合評価方式（プロポーザル）により決定する。

2. 事業概要

(1) 事業名

2024 年度須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル

(2) 事業内容

「2024 年度須坂市統合型 GIS 導入プロポーザル要求仕様書」の通り

(3) 事業期間

構築期間：契約日（2024 年 8 月頃を予定）から 2025 年 3 月 31 日まで

運用期間：2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで（60 ヶ月間）

本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用しているため、交付金および本市の交付対象事業の趣旨をよく理解した上で提案すること。

件名：統合型 GIS 整備による住民サービス向上事業

概要：市職員が容易に GIS データの管理・編集等ができるシステム（統合型 GIS）を全庁的に導入し、公開型 GIS 掲載用データ等の整備・更新を効率的に行えるようにすることで、住民や事業者が容易にアクセス可能な GIS コンテンツの拡充や最新データの配信を目指す。

アウトプット指標（活動指標）：統合型 GIS 上での管理レイヤ数

公開型 GIS 上での公開レイヤ数

公開型 GIS の来訪者数

アウトカム指標（成果指標）：窓口対応件数の減少

3. 提案上限金額

以下の金額は、契約額の上限であり、この金額での契約を保証するものではない。

(1) 初期構築費用（2024 年度中の保守管理・運用支援費用を含む。）

金 10,208,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

- (2) 保守管理・運用支援費用（2025 年 4 月からの 60 ヶ月）

金 20,598,000 円（月額 343,300 円）（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 保守管理・運用支援費用については、本業務の契約には含まず、今回提出された見積書に記載の費用を参考に受託者と協議し、別途契約するものとする。

4. 参加資格条件

提案書提出に関する事業者の参加資格は、以下の実績を有することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時点において、須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録があり、本市より入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等による法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークまたは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を全社にて取得している者であること。

5. 企画提案スケジュール

以下のスケジュールにて選定を行うこととする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 提案事業者の募集開始 | 2024 年 6 月 17 日（月） |
| (2) 提案参加申込書提出締切り | 2024 年 6 月 26 日（水） 午後 5 時まで |
| (3) 質問の締切り | 2024 年 6 月 26 日（水） 午後 5 時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2024 年 7 月 3 日（水） まで |
| (5) 提案書・見積書提出締切り | 2024 年 7 月 10 日（水） 午後 5 時まで |
| (6) 一次審査結果通知 | 2024 年 7 月 17 日（水） |
| (7) 二次審査（プレゼンテーション審査） | 2024 年 7 月 25 日（木） |
| (8) 選定結果通知 | 2024 年 8 月上旬 |
| (9) 仕様、見積価格等協議 | 2024 年 8 月中旬 |
| (10) 契約締結 | 2024 年 8 月下旬（予定） |

※ スケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更する場合がある。

6. 本市が提供する資料

本市からは以下の資料を提供する。提案事業者からの質問等の回答として追加で資料を提供する場合がある。

- (1) 企画提案実施要領（本書）
- (2) 要求仕様書
- (3) 機能要件一覧表
- (4) 統合型 GIS 登載データ予定地図データ一覧
- (5) プロポーザル評価基準
- (6) 企画提案書作成要領
- (7) 参加申込書（様式 1）
- (8) 会社概要書（様式 2）
- (9) 参加辞退届（様式 3）
- (10) 質問書（様式 4）
- (11) 見積総括表（様式 5）

7. 参加申込みについて

参加申込みは下記の通り行うこと。

- (1) 提案に参加する場合は次の書類各 1 部を 2024 年 6 月 26 日（水）午後 5 時までに提出すること。
（郵送の場合は期限までの必着とする）
 - ① 参加申込書【様式 1】
 - ② 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し
 - ③ 会社概要書【様式 2】
- (2) 申込み後、参加を辞退する場合は参加辞退届【様式 3】を 2024 年 7 月 10 日（水）午後 5 時までに提出すること。

8. 質問について

本事業について質問がある場合は下記の通り行うこと。

- (1) 質問は質問書【様式 4】に記入し、E-mail で提出すること。
- (2) 質問期限は 2024 年 6 月 26 日（水）午後 5 時までとする。
- (3) 質問に対する回答は 2024 年 7 月 3 日（水）午後 5 時までに市ホームページに掲載する。
- (4) 質問期限を過ぎた問い合わせには、原則として回答しない。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書等は下記の通り提出すること。

- (1) 次の書類について正本 1 部、副本 8 部を 2024 年 7 月 10 日（水）午後 5 時までに提出すること。
（郵送の場合は期限までの必着とする）
 - ① 企画提案書
 - ② 機能要件一覧表
 - ③ 見積総括表（様式 5）
- (2) 企画提案書は別紙の企画提案書作成要領に基づき作成すること。
- (3) 機能要件確認書は下記の通り記載すること
 - ① 「対応レベル」は、標準対応、代替対応、対応不可を回答すること。
 - ② 代替案、前提条件等がある場合は、「対応内容」欄に必ず内容を記載すること。
- (4) 見積総括表は下記の項目を記載すること
 - ① 初期構築費用の総額及び下記項目の明細
 - （ア）構築費用
 - （イ）カスタマイズ費用
 - （ウ）データ移行費用
 - （エ）その他の費用
 - ② 60 カ月分の保守・運用費用の総額及び下記項目の明細
 - （ア）保守・運用費用（1 年分）
 - （イ）住宅地図に関わる費用（1 年分）

※費用の明細が上記項目に当てはまらない場合は、合計欄のみ記入し、別途詳細見積書（任意様式）を提出すること。
- (5) 上記書類のデータ一式を CD-R で 1 部提出すること。

10. 審査、優先交渉権者の決定

- (1) 本事業は、選定委員会において優先交渉権者を選定する。
- (2) 別紙「須崎市統合型 GIS 導入プロポーザル評価基準」の通り審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) 選定後は、速やかに優先交渉権者に選定された旨を通知するとともに、選定されなかった事業者にもその旨を通知する。また、審査結果は本市ホームページに掲載し公表する。なお、選定結果に対する問い合わせには応じられない。

11. 契約に関する条件

- (1) 優先交渉権者と契約交渉を行い、合意が得られた時点で本業務にかかる契約を締結する。ただし、

この交渉が不調に終わった時は、次点者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

- (2) 契約に関わる条項等は、別に定める契約書（案）のほか須坂市財務規則の定めるところによる。
- (3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、須坂市財務規則第 124 条第 3 号の規定に該当する場合は契約保証金の一部または全部の納付を免除する。

12. その他

(1) 企画提案の取扱い

- ① 企画提案及び付属資料の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- ③ 採用企画提案の使用権は、須坂市に帰属する。

(2) 失格の条件

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- ② 提案内容の全部または一部が本要領および仕様書に適合しない場合。
- ③ 提案内容に虚偽が認められた場合。
- ④ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作を行った場合。
- ⑤ 本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員または、関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

(3) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く）を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

13. 問合せ、書類提出先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1

須坂市総務部政策推進課デジタル活用推進室（担当：水野）

TEL: 026-248-9017（政策推進課直通）

FAX: 026-246-0750

E-mail: digital@city.suzaka.nagano.jp